

後期高齢者医療保険

高額医療・高額介護合算療養費

申請勧奨通知について

◆高額医療・高額介護合算療養費制度とは

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。1年間の医療と介護の自己負担額を世帯で合計し、定められた限度額を超えた場合、その超えた金額を支給します（高額療養費、高額介護（予防）サービス費として支給された金額は、自己負担額から差し引いて計算します）。

◆支給対象

令和4年8月1日～令和5年7月31日の1年間に、医療と介護の両方に自己負担額があり、その世帯での合計額が所得区分ごとに定められた限度額を超えた場合支給対象となります。該当する世帯には令和6年3月上旬より支給申請書等を郵送します。

◆申請方法

支給申請についてのお知らせ・支給申請書・振込先の口座がわかるもの・身分証明書などを持参のうえ、お住まいの市町村の後期高齢者医療保険窓口にて申請をしてください。

◆支給決定まで

医療分については、申請から約3ヶ月後に医療保険者が決定・支給します。介護分については、医療分決定後に、各市町村の介護保険担当課から支給されます。

◆申請の効効

勧奨通知がお手元に届いてから2年間です。お忘れのないよう早めの申請をお願いします。

お問合せ

住民課 国保年金係

☎ 66-3405

山梨県後期高齢者医療広域連合

☎ 055-2336-5671

令和6年度 交通災害共済に

家族そろって加入しましょう！

◆交通災害共済とは

加入者が交通災害（交通事故による災害）にあった場合に被害の程度に応じて見舞金をお支払いする相互救済の制度です。

◆共済期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

※中途加入の場合、共済期間は申込日の翌日から令和7年3月31日まで

※令和6年3月29日までに加入することを推奨します。

◆掛金

年額（ひとり）5000円

※中途加入の場合も同額

- ・ 加入条件を満たしていればいつでも加入OK
- ・ 自転車事故など、小さな事故もカバー
- ・ 請求手続きも簡単
- ・ 通院1日目から見舞金の支給対象
- ・ 見舞金
 - ・ 傷害 2万円～18万円(限度額)
 - ・ 障害 20万円～30万円(限度額)
 - ・ 死亡 100万円(限度額)

◆加入申し込み先

役場本庁舎（出納室・交通防災課）、
分庁舎住民係、万沢支所

お問合せ

交通防災課

☎ 66-3417

